

事 務 連 絡
令和4年9月16日

関係課室 ご担当者 殿

航空局交通管制部
交通管制企画課 調査官

航空統合気象観測システム（AIMOS）の運用開始日時と
それに伴う対応依頼等について

標記について、気象庁総務部企画課航空気象管理室第二管理係長から別添事務連絡のとおり、今年度に AIMOS の運用を開始する予定の空港について下記のとおり連絡及び対応依頼がありましたのでお知らせいたします。

については、必要なご対応方よろしくお願いいたします。

記

- 「航空統合気象観測システム（AIMOS）の運用開始日時とそれに伴う切替作業等への協力について（依頼）」（令和4年9月16日付）
- 「航空統合気象観測システム（AIMOS）の導入に伴う滑走路視距離の観測及び通報の運用変更について」（令和4年9月16日付）
- 「航空統合気象観測システム（AIMOS）の更新に伴う分岐データ設置位置情報の変更への対応について（依頼）」（令和4年9月16日付）

以上

【配布先】

管制情報処理システム室、管制課、空域調整整備室、運用課、管制技術課、
航空灯火・電気技術室

添 付 物 あ り
事 務 連 絡
令 和 4 年 9 月 16 日

航空局交通管制部
交通管制企画課 企画第一係長 殿

気象庁総務部企画課
航空気象管理室 第二管理係長

航空統合気象観測システム（AIMOS）の導入に伴う滑走路視距離の観測及び
通報の運用変更について

平素より当庁の航空気象業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

気象庁では、全国 48 の空港に滑走路視距離（RVR）観測装置を設置し、当該空港における RVR の観測及び通報を行っています。各空港の気象観測システムは平成 28 年度以降、順次、航空統合気象観測システム（AIMOS）に更新する計画であり、この AIMOS 導入に合わせて、RVR 観測値の通報を、国際民間航空条約第 3 附属書（Annex3）の規定等に準拠した形に変更します。

令和 4 年度は、別紙 1 のとおり 1 空港の RVR の観測及び通報の運用を変更いたします。変更内容の詳細は別紙 2 のとおりです。

つきましては、本変更に関するご理解・ご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。本変更については、事前に AIP でも周知する予定です。

なお、本事務連絡記載の令和 4 年度の変更により、平成 28 年度以降計画的に実施してきた一連の RVR の観測及び通報の運用変更は完了することを申し添えます。

【本件担当】 大気海洋部観測整備計画課
航空運用係長

（電話）03-6758-3900[内線 4330]

- 1 令和4年度のAIMOS導入に伴いRVRの観測及び通報の運用を変更する空港（計1空港）及び運用変更日時

対象空港	運用変更日	運用変更時刻（日本時間）
広島	令和5年1月26日（木）	午前0時

- 2 RVRの観測及び通報の運用の変更点（変更内容の詳細は別紙2を参照）
- （1）RVRの上限値及び通報の最小単位に関する変更
 - （2）滑走路灯及び滑走路中心線灯の運用に伴うRVR算出要件に関する変更

航空統合気象観測システム（AIMOS）導入に伴う滑走路視距離（RVR）の観測及び通報の運用の変更内容

① RVR の上限値及び通報の最小単位に関する変更

現行の気象観測システム		AIMOS	
RVR 閾値	通報	RVR 閾値	通報
1,800 m より大きい	1,800 m 超として通報	<u>2,000 m</u> より大きい	<u>2,000 m</u> 超として通報
800 m より大きく 1,800 m 以下	100 m 単位で通報	800 m より大きく <u>2,000 m</u> 以下	100 m 単位で通報
50 m 以上 800 m 以下	50 m 単位で通報	<u>400 m 以上</u> 800 m 以下	50 m 単位で通報
		<u>50 m 以上 400 m より小さい</u>	<u>25 m 単位で通報</u>
50 m より小さい	50 m 未満として通報	50 m より小さい	50 m 未満として通報

② 滑走路灯及び滑走路中心線灯の運用に伴う RVR 算出要件に関する変更

RVR 値の算出に光度を用いる 航空灯火	現行の気象観測システム		AIMOS	
	RVR 閾値	必要な航空灯火	RVR 閾値	必要な航空灯火
滑走路灯（REDL）	600 m 以上	REDL 及び RCLL	<u>550 m より大きい</u>	<u>REDL</u>
滑走路灯（REDL）及び 滑走路中心線灯（RCLL）	350 m より大きく 600 m より小さい		<u>200 m 以上 550 m 以下</u>	REDL 及び RCLL
滑走路中心線灯（RCLL）	350 m 以下		<u>200 m より小さい</u>	<u>RCLL</u>

変更箇所をそれぞれ上の表に下線で示す。